

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人筑波技術大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の設計及び産業廃棄物の処理に係る契約のうち、環境配慮契約については該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

温室効果ガス排出抑制等にあたっては、「国立大学法人筑波技術大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を策定し、周知実施している。

環境物品等の調達にあたっては、国等の環境物品等の調達に係る法律第7条第1項の規定に基づき「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、周知実施している。